

江東区内の管理不全空家等への対応について

1 これまでの経緯

- ▶ 令和4年度に実施した江東区老朽空家等実態調査の結果より、江東区内の**危険性の高い(Aランク)の空家等は25件**であり、必要な助言・指導等を行ってきた。
- ▶ 上記のうち、**老朽化等の状態が特に著しい空家等(4件/うち1件は除却済)**については、令和7年2月に**管理不全空家等に認定**し、引き続き助言・指導等を実施している。
- ▶ その後、**新たに判明した老朽化等の状態が特に著しい空家等(2件)**についても、令和7年11月に**管理不全空家等に認定**し、引き続き助言・指導等を実施している。
- ▶ 加えて、更に**新たに判明した老朽化等の状態が特に著しい空家等(8件)**についても、管理不全空家等の認定等手続き中又は検討中である

[表] 江東区内の危険性の高い空家等 (令和8年1月末時点)

危険性の高い空家等	Aランクの空家等 (令和4年度調査時点)	その他の空家等		小計	備考
		認定済	手続・検討中		
是正済	13件(+5件)	—	—	13件	
継続管理	5件(△4件)	—	—	5件	
是正対応中	4件(±0件)	—	—	4件	
管理不全空家等の認定	3件(△1件)	2件	8件	13件	
合計	25件	2件	8件	35件	

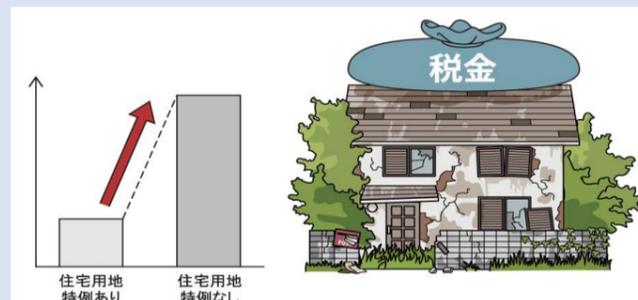
【参考】管理不全空家等及び特定空家等の認定について

管理不全空家等

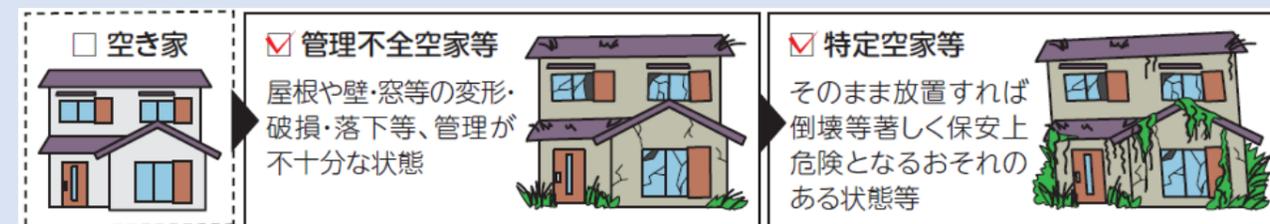
空家等が適切な管理が行われていないことによりそのまま放置すれば**特定空家等に該当することとなるおそれのある状態**にあると認められる空家等をいう。

特定空家等

そのまま放置すれば**倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態等**にあると認められる空家等をいう。



※管理不全空家等又は特定空家等に該当し、勧告を受け、勧告に対する必要な措置が講じられない家屋の敷地については、固定資産税・都市計画税の住宅用地に係る課税標準の特例(住宅用地の特例)の適用対象から除外される。



2 老朽空家等への措置フロー及び措置状況(空家特措法)

